

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

練馬区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和4年(2022年)8月30日

(2) 事故発生場所

東京都中野区鷺宮四丁目44番先路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、上記(2)の事故発生場所において燃やすごみの収集作業を行っていたところ、清掃車の圧縮板が当該燃やすごみを押し込んだ際に、当該清掃車の荷箱内から汚物が飛散して当該清掃車の左側後方を通行中の相手方の衣類等に当該飛散物が付着し、当該衣類等が汚損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害21,332円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和4年(2022年)12月14日

5 区の賠償責任

本件事故は、燃やすごみの収集作業を行っていた区の職員が、清掃車の圧縮板を操作する際に周囲の状況の確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、汚損した衣類のクリーニング代と汚損したかばんの残存価額との合計21,332円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行うとともに、所属長からごみの収集作業を行う所属の職員全員に対し注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。